

## 第3章 産業廃棄物処理指導計画策定の基本的な方向性

### 1 基本理念

#### **脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現**

第6次処理指導計画では「環境保全と安全・安心を確保し、質にも着目した循環型社会の実現」を基本理念として、2Rに重点を置いた産業廃棄物の3Rに向けた取組を推進するとともに、大規模災害への対応やPCB廃棄物等の有害廃棄物の適正処理の推進等の取組を推進してきている。

これまでの取組により、産業廃棄物の排出量は長期的には減少しているが、依然として大量の産業廃棄物が発生しており、今後も3Rのより一層の推進が必要と考える。

また、地球温暖化の進展に伴い気候変動が引き起こされており、川崎市においても令和元年東日本台風では浸水等による多大な被害が発生した。こうした気候変動の影響を抑えるには令和32(2050)年までに二酸化炭素排出実質ゼロを達成した脱炭素社会を実現させる必要があり、産業廃棄物施策の分野でも脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められている。

さらに、大規模地震や気象災害等の発生時には大量の災害廃棄物が発生するため、迅速かつ円滑な廃棄物処理を確保することが市民生活を支える上で非常に重要である。

こうしたことから、今後の川崎市の産業廃棄物施策は、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現を見据えながら、災害・緊急時の円滑な廃棄物の処理体制を確保する等の安全・安心に向けた取組を推進するとともに、更なる3R及び適正処理を推進し、事業者・市民等と連携して循環型社会の実現を目指す必要があることから、「脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現」を基本理念として、施策を推進していくべきである。

## 2 計画の目標

国の第四次循環基本計画における目標値の考え方や、川崎市におけるこれまでの排出量等の推移及び将来予測値等を踏まえ、循環型社会の実現に向けた施策の達成度を測るための指標として、次のとおり目標を設定すべきである。

### (1) 排出量に関する目標

**令和 7(2025)年度における排出量 2,500 千トンを目指す**

産業廃棄物施策を推進する上で、排出量そのものを減らす取組は非常に重要であるため、引き続き排出量の目標を設定する。

国は第四次循環基本計画において、令和 7(2025)年度の排出量を「平成 24 年(2012)年度に対し、増加を約 3%に抑制」としている。この考え方に準拠した場合、平成 24 年(2012)年度の推定排出量である 2,652 千トンの 3%増である 2,732 千トンが目標値となるが、市内の排出量は令和元(2019)年度時点でその値を下回っているため、第 6 次処理指導計画において達成できなかった排出量 2,500 千トンを新たな計画における目標値として設定する。これは、平成 24 年(2012)年度と比べて約 5.7%の削減であり、国の目標を上回る値である。

排出量(千トン/年)

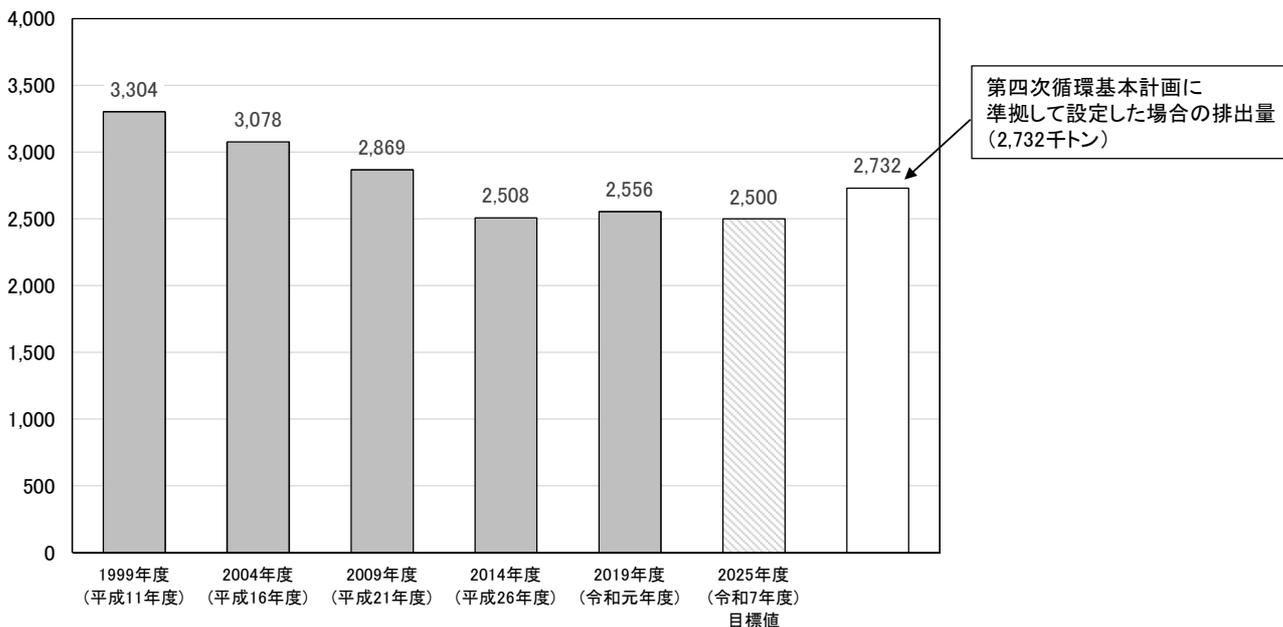


図 14 排出量の推移及び新たな目標値

表 2 国と川崎市の目標値の比較

(単位：千トン)

	平成 24(2012)年度 排出量	令和 7(2025)年度 目標値	基準年からの 増減割合(%)
国	379,137	390,000	+2.8% (増加)
川崎市	2,652(推計値)	2,500	-5.7% (減少)

## (2) 再生利用率に関する目標

- ・ 令和 7(2025) 年度における再生利用率 32%を目指す
- ・ 廃プラスチック類については再生利用率 71%を目指す

発生した廃棄物等の資源化や再生し、原材料として使用することは循環型社会を実現する上で、非常に重要である。現計画である第 6 次処理指導計画においては、資源循環の状況を測るための指標として資源化率（有償物量も含めた産業廃棄物等の発生量に対する資源化量の割合）を目標として設定していたが、令和 7(2025) 年度には臨海部の産業構造の大きな変化が見込まれており、これに伴い有償物である鋳さい等の発生量が大きく減少し、資源化量も大きく減少することが見込まれることから、施策の成果指標になる目標に資源化率を設定することは好ましくないため、本計画では再生利用率（産業廃棄物の排出量に対する再生利用量の割合）を目標として設定する。

再生利用率を高めるためには、再生利用量を増加させるとともに、減量化量及び最終処分量を削減する必要があるが、令和 7(2025) 年度は人口の増加により、脱水による減量化量が大きい下水道業からの汚泥の排出量が増加し、再生利用率が 30%に低下することが見込まれる。そのため、人口が増加する環境においても、現状の水準を低下させないように、廃プラスチック類の再生利用の推進や各種リサイクル法に基づく施策の推進等、資源循環の取組を強化することで、再生利用率 32%を目指す。

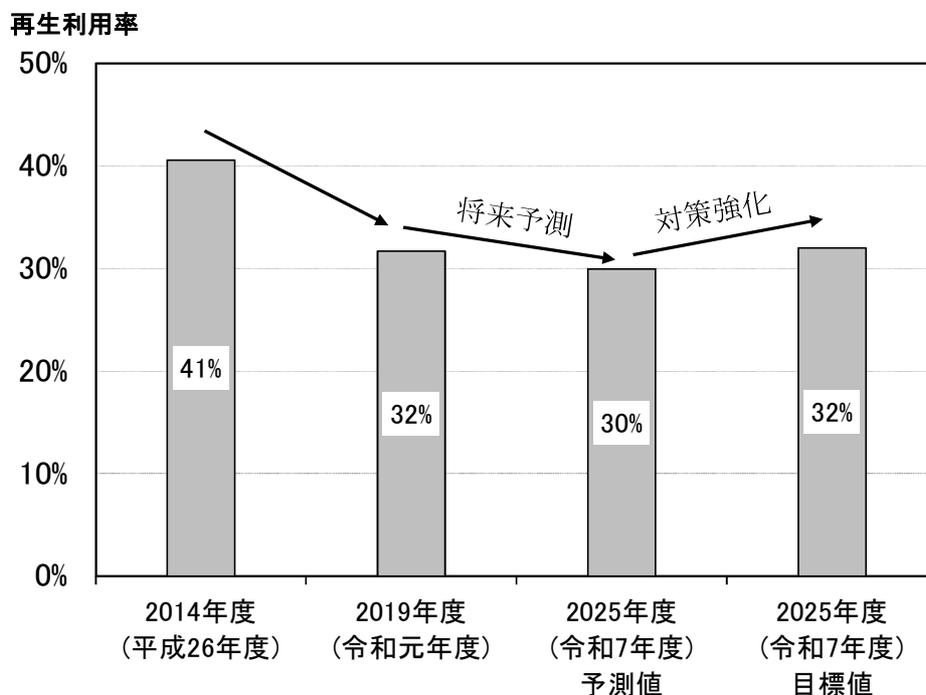


図 15 再生利用率の推移及び新たな目標値

また、令和 32(2050)年の脱炭素社会の実現に向けて廃プラスチック類の資源循環を推進することは不可欠であり、国ではプラスチック資源循環戦略の下、廃プラスチック類の資源循環に向けた様々な取組が進められており、令和 3(2021)年 6 月にはプラスチック資源循環促進法が制定された。こうした状況を踏まえ、新たな計画ではプラスチック資源循環に向けた施策の達成度を測るための指標として廃プラスチック類についての目標を掲げる。

平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度の 5 年間の間に廃プラスチック類の再生利用率は 11 ポイント増加している。引き続き、プラスチック資源循環の取組を強化していくことで、増加率を維持させることとし、令和 7(2025)年度には再生利用率 71%を目指す。

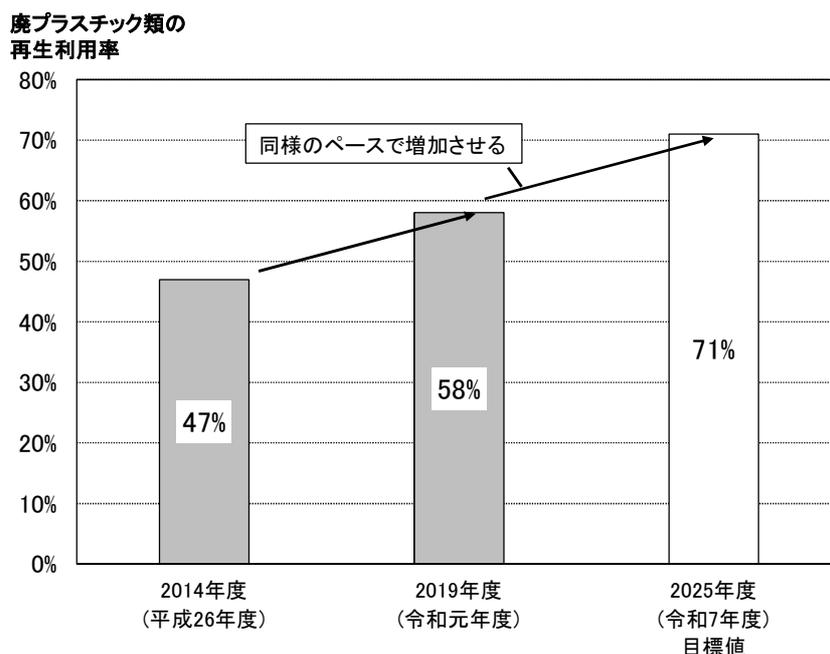


図 16 廃プラスチック類の再生利用率の推移及び新たな目標値

### (3) 最終処分量に関する目標

令和 7(2025) 年度における最終処分量 43 千トンを目指す

これまでの産業廃棄物施策の推進により、最終処分量は順調に減少してきたが、市内に産業廃棄物の最終処分場が無く、最終処分を他の地域に依存している川崎市としては、今後も最終処分量を削減していくことが重要であることから、最終処分量についての目標を設定する。

国の第四次循環基本計画において、最終処分量は「平成 12(2000)年度から約 77%削減」が目標に掲げられている。新たな計画も、この考え方に準拠して目標を設定することが望ましいが、川崎市は平成 12(2000)年度に実態調査を実施していないため、平成 12(2000)年度に最も近い調査実施年である平成 11(1999)年度の最終処分量 185 千トンから 77%削減した 43 千トンを目標値として設定する。

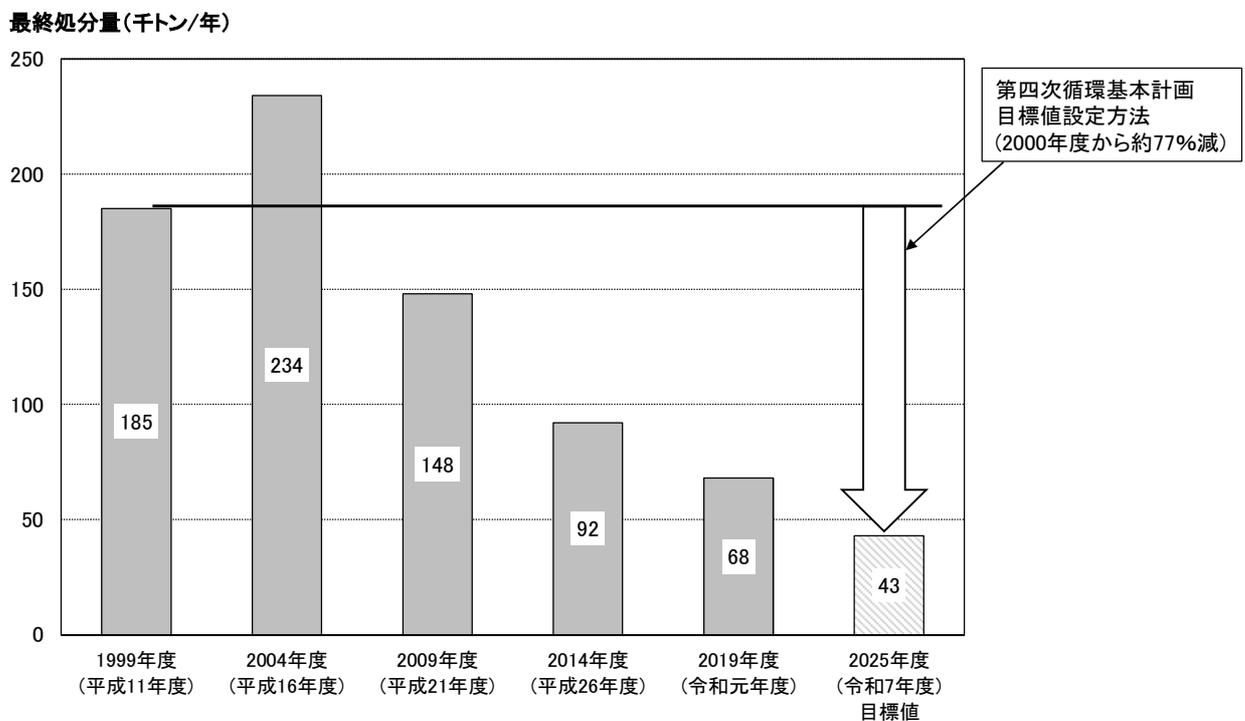


図 17 最終処分量の推移及び新たな目標値

### 3 施策体系

次のとおり、施策の柱及び個別施策を設定し、取組を推進すべきと考える。

#### (1) 施策の柱

この計画期間の4年間で、事業者は令和32(2050)年の脱炭素社会の実現に向け、3Rの更なる推進などに取り組みながら、廃プラスチック類の高度リサイクルや再生利用品の利活用など、社会全体での環境保全に向けた取組や安全・安心な体制の構築に向けた取組を活発に進めること、市民は、それらの事業活動に関心を抱き、日常生活を行う中での消費活動などを通じて積極的に協力していくことが重要となる。市は、事業者に対する指導・助言などを行うとともに、市民への情報発信の強化、災害発生時等の廃棄物処理体制の構築など、多様な主体と連携し、事業者や市民の活動を促進するためのあらゆる施策を推進する。

これらのことを踏まえ、「脱炭素化の推進」、「災害・緊急時の廃棄物対策」、「3R・適正処理の推進」及び「環境保全意識の向上」の4つを施策の柱として設定し取組を推進する。

<b>施策の柱</b>	<b>I 脱炭素化の推進</b>
	<b>II 災害・緊急時の廃棄物対策</b>
	<b>III 3R・適正処理の推進</b>
	<b>IV 環境保全意識の向上</b>

#### (2) 個別施策

4つの施策の柱の下には、重点的に取り組むべき個別施策を位置付け、基本理念の実現に向けた取組を推進していく。

##### **施策の柱 I 脱炭素化の推進**

温室効果ガス排出量の削減に向けて、プラスチック資源循環等を推進し、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現を目指す。

##### **【個別施策1】 プラスチック資源循環の推進**

焼却した際に多量の二酸化炭素が発生するプラスチックの資源循環を促進する。さらに廃プラスチック類の高度リサイクル処理施設の設置促進等により、廃プラスチック類の再生利用率の向上や、再生資源の利活用の推進等を図る。また、これらのプラスチック資源循環を推進することで、海洋プラスチックごみに関する問題の解決にも繋げていく。

##### **【個別施策2】 事業者による脱炭素化の取組の推進**

脱炭素化に向けた情報提供や指導・助言等を通して、事業者自らが積極的に取組を実施する機運を高め、事業者が主体となった脱炭素化の取組を推進する。

## **施策の柱Ⅱ 災害・緊急時の廃棄物対策**

災害時や緊急時に発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うため、事業者や関係機関等と連携・協働した対策を進めていく。

### **【個別施策 1】 災害や感染症等の発生に伴う廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保**

災害や急速に拡大する感染症等が発生した場合、大量の廃棄物が発生するとともに、それらを処理する施設の破損や人員の不足等により廃棄物の処理が停滞する可能性がある。そのような事態を未然に防ぐために、迅速かつ円滑な処理に向けた体制の整備や処理業者との連携の促進を図る。

### **【個別施策 2】 災害・緊急時における事業者の廃棄物処理対策の推進**

緊急時において廃棄物処理が停滞することのないように、事業者の事業活動継続に向けた対策の推進を図る。

## **施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進**

各種リサイクル法の推進や、適正処理に向けた指導等を充実・強化することで、産業廃棄物の更なる 3R や適正処理を推進する。

### **【個別施策 1】 3R の推進**

各種リサイクル法に基づく取組を進めるとともに、事業者による 3R の推進に向けた自主的な取組を促す。

### **【個別施策 2】 適正処理の推進**

事業者への指導等を通して PCB 廃棄物の期限内処理のほか、石綿含有廃棄物や水銀廃棄物等の有害な廃棄物の適正な処理を推進する。また、広域的な連携による不法投棄や不適正処理の防止に取り組む。

## **施策の柱Ⅳ 環境保全意識の向上**

排出事業者、処理業者、市民及び市の各主体間の相互理解を図り、市民や事業者の環境保全意識の向上を図る。

### **【個別施策 1】 市民の環境保全意識の向上**

事業者の優れた取組や産業廃棄物施策に関する情報提供を行い、市民や事業者との相互理解の推進を図るとともに、産業廃棄物施策への市民参加を推進し、市民の環境保全意識の向上を図る。

### **【個別施策 2】 事業者の環境保全意識の向上**

講習会等の機会を通じて、産業廃棄物施策に係る国内外の最新情報を提供することで、産業廃棄物の 3R の推進や市民との相互理解の重要性に対する理解を促し、事業者が市民や行政と連携して様々な取組を進めていけるよう、事業者の環境保全意識の向上を図る。

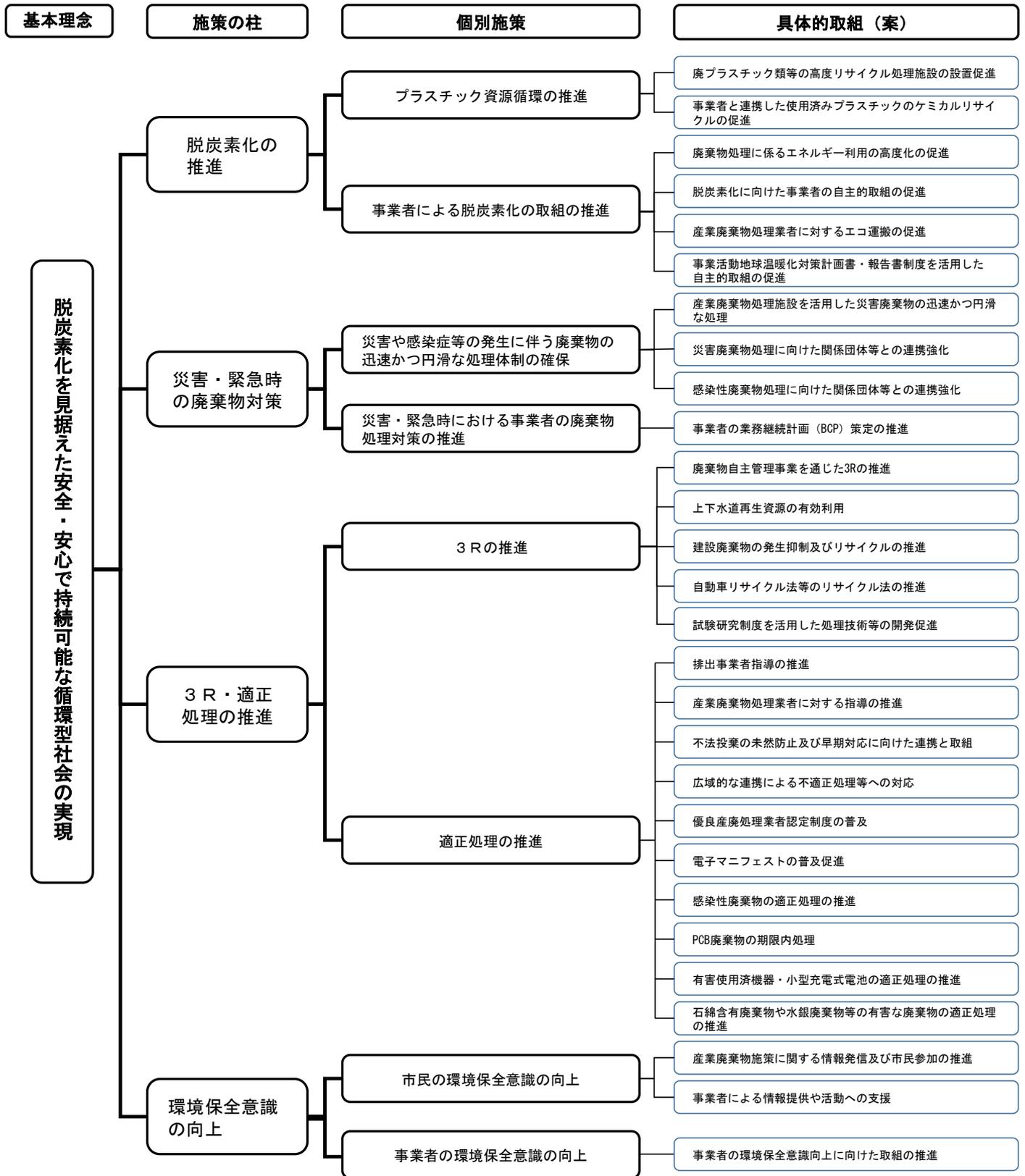


図 18 計画の施策体系図

## 4 計画に取り組む主体とその役割

各主体は、次のとおり、役割を担うことが望ましいと考える。

### (1) 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に主体的に協力し、脱炭素化を見据えた循環型社会の実現に向けて 3R の推進や環境保全意識の向上に取り組むことが必要である。

また、原材料に再生材を用いることや製造工程、製品品質等を改善することに加え、リサイクルしやすい製品を開発することなどにより、製品のライフサイクル全体での環境負荷の低減に努めるとともに、廃棄物を自ら処理し、又は再生利用ができる処理業者へ処理を委託すること等により、産業廃棄物の適正なリサイクルに努めることが必要である。その上で、なお資源化が困難な廃棄物については適正な処理を実施することが必要となる。

### (2) 処理業者の役割

処理業者は、排出事業者から処理を委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に主体的に協力し、脱炭素化を見据えた循環型社会の実現に向けて 3R の推進や環境保全意識の向上に取り組む必要がある。

産業廃棄物の適正処理に加え、環境への負荷が少ない処理や処理技術の高度化、災害等の発生に備えた行政との連携等、安全で安心な循環型社会の実現を目指す上で極めて重要な役割を担う。

### (3) 市民の役割

市民は、日常生活を行う中での消費活動などを通じて、行政の施策や事業者による取組に積極的に協力し 3R の推進を支えていく必要がある。

具体的には、自らの生活と産業廃棄物との関係を認識することに努め、排出事業者等が実施している環境活動に関心を持ち、事業者の取組に積極的に協力するとともに、環境への負荷の少ない商品の選択をすることなどを通じて、排出事業者や処理業者の産業廃棄物の排出削減や適正処理につなげていく。

このほか、地域において産業廃棄物の不法投棄や野外焼却に対する正しい情報を共有するとともに、これらの行為を発見した際には市に通報するなど、産業廃棄物の適正処理に向け、行政との連携に努める。

### (4) 市の役割

市は、各主体がその役割を最大限果たせるように、市内における産業廃棄物の排出・処理状況を把握し、排出事業者・処理業者に対する指導、助言などに加え、市民に対する情報発信の強化を行うほか、国及び県も含めた多様な主体と連携して、脱炭素化を見据えた安全・安心な循環型社会の実現に向けた施策を推進していく必要がある。

一方、市も産業廃棄物を排出する排出事業者のひとつであることから、産業廃棄物の 3R の推進、適正処理を徹底するとともに、環境に配慮した製品・技術の利用・普及に努める。

## 5 SDGsの達成に向けて

平成27(2015)年のSDGsの国連サミットでの採択等を契機に、持続可能な社会づくりのための動きが活発になっている。川崎市は「SDGs未来都市」として排出事業者、処理業者及び市民と協働・連携した取組を進めており、本計画に基づく取組を着実に推進することで、SDGsの達成に繋げていく必要がある。

表3 SDGsのゴール・ターゲットと産業廃棄物処理指導計画の関係

ゴール	ターゲット	計画の施策の柱
<p><u>ゴール9</u> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> 	<p><u>9.4</u> 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素化の推進</li> <li>・3R、適正処理の推進</li> <li>・環境保全意識の向上</li> </ul>
<p><u>ゴール11</u> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> 	<p><u>11.6</u> 2030年までに、大気質、自治体などによる廃棄物管理への特別な配慮などを通じて、都市部の一人当たり環境影響を軽減する。</p> <p><u>11.7</u> 2030年までに、女性・子ども、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素化の推進</li> <li>・災害、緊急時の廃棄物対策</li> <li>・3R、適正処理の推進</li> <li>・環境保全意識の向上</li> </ul>
<p><u>ゴール12</u> 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> 	<p><u>12.5</u> 2030年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用(リユース)により廃棄物の排出量を大幅に削減する。</p> <p><u>12.8</u> 2030年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素化の推進</li> <li>・3R、適正処理の推進</li> <li>・環境保全意識の向上</li> </ul>
<p><u>ゴール13</u> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> 	<p><u>13.1</u> すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p><u>13.3</u> 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素化の推進</li> <li>・災害、緊急時の廃棄物対策</li> <li>・環境保全意識の向上</li> </ul>
<p><u>ゴール14</u> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> 	<p><u>14.1</u> 令和7(2025)年までに、陸上活動による海洋堆積物や富栄養化をはじめ、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素化の推進</li> <li>・3R、適正処理の推進</li> <li>・環境保全意識の向上</li> </ul>

出典：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ(仮訳)」より